

贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書の確定申告提出期限について

確定申告終了時の3月15日までに、竣工および登記が間に合わない場合、住宅性能証明書の提出ができないこととなります。その場合の取り扱いについて、下記の事項をご参照ください。

【国交省ホームページ、よくあるご質問より抜粋】

Q. 贈与を受けた年の翌年3月15日までには住宅の建設が終了しない場合は、非課税の特例の適用を受けられないのでしょうか。

A. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあれば、非課税の対象となります。
ただし、贈与を受けた年の翌年12月31日までに居住の用に供することが必要です。

3月15日までに竣工しない場合でも非課税の対象になっております。

詳しくは確定申告を行う所轄税務署にご相談・ご確認をお願いいたします。